

平成三十年十一月三十日受領
答 弁 第 七 〇 号

内閣衆質一九七第七〇号

平成三十年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員早稻田夕季君提出企業主導型保育事業の助成業務における利益相反等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出企業主導型保育事業の助成業務における利益相反等に関する質問に対する答弁書

一について

内閣府として、今後開催する今年度の企業主導型保育事業評価検討委員会において、今年度に公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められるかどうかについて事実に基づき慎重に検討した上で、御指摘の「二〇一九年度の国庫補助を児童育成協会に継続するかどうか」について判断してまいりたい。

二について

協会と株式会社パソナとの間で平成三十年四月一日に締結された「企業主導型保育施設に対する指導・監査の一部業務委託契約書」における「委託料」の額は、約六億九千万円（消費税及び地方消費税を含む。）であると承知している。また、同社の社員数に関するお尋ねについては、御指摘の「この業務に直接携わるパソナ社員」及び「無期契約社員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同年十月一日現在、この契約に係る体制として同社が協会に説明しているところによると、八十五名で構成され、そのうち、

雇用期間の定めのない契約社員は四名であると承知している。

三について

御指摘の「児童育成協会を通さず、株式会社パソナと直接業務委託契約を結ばよ」と、「利益相反関係を排除する規定」及び「整合性」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、先の答弁書（平成三十年十一月十六日内閣衆質一九七第三〇号）二及び三についてでお答えしたとおり、協会は公募により選考したものであり、当該公募においては、自ら又は関係企業が企業主導型保育事業を実施しないことを応募条件の一つとしていたものである。

四について

「そのような保育施設」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年十一月二十六日現在、株式会社パソナフオスターのホームページの「会社概要」においては、「事業内容」の一部として、「事業所内（病院内・企業内）保育施設の受託運営」及び「保育施設運営のコンサルティングサービス」が記載されていると承知しており、同年三月三十一日現在、同社が運営を委託された企業主導型保育施設は十二施設であると承知している。また、「株式会社パソナが指導・監査を行うこと」に関するお尋ねに

については、御指摘の「利益相反に当たる」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「企業主導型保育事業のコンサルティングを行ったり、施設の運営を行っている企業と資本関係のある企業」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

御指摘の「利益相反関係がある企業」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、内閣府として、必要に応じ、協会に対して適切に指導してまいりたい。

七について

御指摘の「閉園」及び「休園」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年十月三十一日現在、運営開始後に、協会により企業主導型保育事業を実施する事業者等への助成の決定の取消しが行われた企業主導型保育施設は一施設であり、また、協会に対して事業者等から企業主導型保育事業の休止

が報告された企業主導型保育施設は四施設であると承知している。